電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

第1表 接続料金

料金表

第 2 網改造料 1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備	考
(1)~(64) (略)	(略)		
(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線 <u>(電話重畳しないものに限ります。)</u> との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(DSL等接続専用サービスに係るものとします。)のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能		
(66) (略)	(略)		

旧

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備	考
(1)~(64) (略)	(略)		
(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(DSL等接続専用サービスに係るものとします。)のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能		
(66) (略)	(略)	-	

新

附 則(平成25年12月9日西設相制第99号)

この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。